

○大崎市古川地域区画道路網整備要綱

平成22年4月1日

告示第74号

改正 令和3年3月22日告示第58号

(目的)

第1条 この要綱は、大崎市古川地域道路整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき実施する古川地域の道路の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出行為者 大崎市土地の利用に関する行為の届出要綱（平成22年大崎市告示第72号。以下「届出要綱」という。）第3条の規定に基づき届出を行う者をいう。
- (2) 区画道路網 基本計画に基づき、市長が指定した道路をいう。
- (3) 指定区画道路 区画道路網内の道路をいう。
- (4) 協定路線 指定区画道路の整備について市長と関係権利者が協定を締結した路線をいう。
- (5) 後退区画道路用地 前号の協定に基づき道路用地として確保された用地をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 工作物等 擁壁、門、ブロック塀、板塀、フェンス、カーポート、庭石、立木その他これらに類するものをいう。
- (8) 開発行為 大崎市開発指導要綱（平成22年大崎市告示第73号。以下「開発指導要綱」という。）の適用を受ける開発行為をいう。

(9) 関係権利者 土地の所有者及び借地権者並びに工作物等の所有者をいう。

(10) 関係権利者等 関係権利者及び当該土地において開発行為を行う者をいう。

(道路整備の原則)

第3条 関係権利者等は、指定区画道路の整備に協力するものとする。

(事前協議)

第4条 届出行為を行おうとする敷地内に指定区画道路がある届出行為者及び協定路線として協定を締結しようとする関係権利者（以下「協定対象者」という。）は事前協議書（様式第1号）により市長と協議するものとする。ただし、次の行為については、この限りでない。

(1) 仮設工事

(2) 電柱及び街路灯の設置

(3) 消火栓、防火水槽等の防災施設の設置

(4) 占用許可を得た地下埋設物の設置及び工作物の設置

(5) 上空占用許可を得た建築物の建築及び工作物の設置

(6) 交通標識その他これに類するものの設置

2 協定路線として協定を締結しようとする関係権利者は、代表者の選任届（様式第2号）を提出するものとする。

(現地の立会い)

第5条 市長は、前条の協議があった場合は、現地の立会いを行い指定区画道路用地を確定するものとする。

(協議)

第6条 第4条の規定により協議を行った協定対象者は、前条により確定した指定区画道路用地の整備について、協議書（様式第3号）により市長と協議するものとする。

(後退杭の設置)

第7条 市長は、前条の協議の結果に基づき、指定区画道路用地の境界に後退杭を設置する。

(後退杭の保護)

第8条 関係権利者等は、前条の後退杭を撤去又は移設する場合は、市長に後退杭撤去・移設届(様式第4号)を提出し、指示を受けなければならない。

(協定の締結)

第9条 市長は、第6条の協議の結果に基づき、協定対象者と指定区画道路用地の整備について、協定書(様式第5号)により協定を締結するものとする。

(工作物等の撤去等)

第10条 前条の規定により協定を締結した協定対象者は、指定区画道路内の工作物等を撤去しなければならない。ただし、やむを得ない事情により指定区画道路境界付近に工作物等を設置する場合は、その旨を市長に届け出るものとする。

2 協定対象者は、前項の工作物等の撤去が完了した場合は、工作物等撤去完了届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の工作物等撤去完了届が提出された場合には、速やかに現地を確認するものとする。

(測量、分筆及び登記)

第11条 第9条の協定が締結された指定区画道路用地の整備に必要な測量、分筆登記及び所有権移転登記は、市長が行うものとする。

2 前項の規定に係わらず、第9条の協定対象者が開発行為又は自己の居住の用以外の届出行為を行う者である場合には、当該協定対象者が測量及び分筆登記を実施し、所有権移転登記に必要な書類を市長に提出する

ものとする。

(助成等)

第12条 市長は、第9条の協定が締結された指定区画道路用地の確保及び工作物等の撤去・再設置に必要な費用の一部を協定対象者に助成することができるものとする。

(後退区画道路用地の整備)

第13条 市長は、後退区画道路用地を大崎市古川地域区画道路網整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて整備するものとする。ただし、開発行為に係る後退区画道路用地は、開発行為者が整備計画に基づいて整備するものとする。

(管理)

第14条 市長は、前条により整備された後退区画道路用地を整備計画に基づき管理するものとする。

2 寄附に係るフットパス及び私道の管理について、関係権利者と管理協定書（様式第7号）により協定を締結するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、基本計画に基づき実施する古川地域の道路の整備に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、大崎市古川地域区画道路網整備指導要綱（平成18年大崎市訓令甲第106号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 2 2 日告示第 5 8 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

事前協議書

年 月 日

大崎市長 様

協議者
住 所
氏 名
連絡先電話番号

大崎市古川地域区画道路網整備要綱第4条の規定に基づき、指定区画道路用地の整備について事前に協議します。

記

1 行為の場所	
2 行為の内容	
3 添付図書	位置図, 計画概略図

代 表 者 の 選 任 届

年 月 日

大崎市長 様

推薦者代表

住 所

氏 名

連絡先電話番号

大崎市古川地域区画道路網整備要綱第4条の規定に基づき関係権利者代表として下記の者を選任しましたので届け出ます。

記

指定区画道路_____線 の整備に関する関係権利者代表	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	

様式第3号(第6条関係)

その1(届出行為者用)

協 議 書

年 月 日

大崎市長 様

協 議 者

住 所

氏 名

連絡先電話番号

大崎市古川地域区画道路網整備要綱第6条の規定に基づき、協議します。

記

1 協 議 内 容	別紙のとおり
2 対 象 用 地	大崎市 の一部
3 添 付 図 書	位置図, 公図, 計画平面図

別紙

協 議 内 容			
項 目	届 出 者 の 意 向	協 議 経 過	協 議 結 果
道路用地の範囲, 面積	別添図のと おり		
当該用地内の工 作物等の撤去	撤 去 現状維持		
おおむねの助成 金等の額			
工作物撤去の時 期	年 月 頃		
当該用地の整備 の内容			

その2(関係権利者用)

協 議 書

年 月 日

大崎市長 様

協 議 者

住 所

氏 名

連絡先電話番号

大崎市古川地域区画道路網整備要綱第6条の規定に基づき、協議します。

記

1 協 議 内 容	別紙1のとおり
2 添 付 図 書	位置図, 現況図, 公図
3 関 係 権 利 者 等 の 住所, 氏名	別紙2のとおり

別紙1

協 議 内 容			
項 目	協 議 者 の 意 向	協 議 経 過	協 議 結 果
協定を締結しようとする路線の位置	別添図のとおり		
協定を締結しようとする路線の延長	別添図のとおり		
道路用地の範囲, 面積	別添図のとおり		
当該用地内の工作物等の撤去の時期	年 月 頃		
おおむねの助成金等の額			
当該用地の整備			

別紙2

協定対象者及び協定締結対象用地

住所 氏名	電話番号	対象用地	摘要
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	
		大崎市 の一部	

後 退 杭 撤 去 ・ 移 設 届

年 月 日

大崎市長 様

届出者

住 所

氏 名

連絡先電話番号

施工者又は設計者

住 所

氏 名

連絡先電話番号

大崎市古川地域区画道路網整備要綱第8条の規定に基づき、後退杭の(撤去・移設)について下記のとおり届出ます。

記

1 後退杭の場所	
2 (撤去・移設)の内容	
3 添付図書	位置図, 計画概略図

様式第5号(第9条関係)

協定書 その1(届出行為者用)

道路用地の協力に関する覚書

大崎市古川地域道路整備基本計画に基づき施行する道路拡幅改良事業のために必要な土地について、大崎市長(以下「甲」という。)と、土地所有者 _____(以下「乙」という。)は、大崎市古川地域区画道路網整備要綱第9条に基づき、区画道路 _____線の用地、工作物の撤去及び整備等に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

(覚書対象の土地及び工作物)

第1条 この覚書の対象となる土地(以下「覚書対象用地」という。)及びこの覚書の対象となる工作物等(以下「覚書対象工作物等」という。)は、別紙記載のとおりとする。

(工作物の撤去)

第2条 乙は、覚書対象工作物等を _____年 _____月末までに自己の責任において撤去するものとする。

(土地の所有権移転等)

第3条 乙は、覚書対象用地を寄附しようとする場合は、必要な書類を大崎市に提出するものとする。

(助成金等の交付)

第4条 甲は、前条に規定する書類が提出され、かつ、覚書対象工作物等が撤去されていることを確認した場合は、速やかに乙に助成金等を交付するものとする。

2 交付する助成金等は、次のとおりとする。

土地提供に係わる助成金等	金	円
工作物等の移転のための助成金	金	円
合 計	金	円

(後退用地の管理)

第5条 乙は、甲が覚書対象用地の整備を実施するまでの間、当該用地が適正に利用されるよう管理するものとする。

(路線の整備)

第6条 甲は、第3条の規定に基づく書類の提出があった場合は、暫定的な整備を計画するものとする。

(印紙の負担)

第7条 この覚書締結に要す印紙については、甲が負担するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所 大崎市古川七日町1番1号

氏 名 大崎市長

乙 住 所

氏 名

別紙

対 象 用 地	面 積	摘 要
大崎市 の一部	m ²	
覚書対象工作物等		
工作物等の種類	構 造	
(例) ブロック塀	H=1.2m, L=13.5m	
(例) 植木	H=0.5m, 6本	

協定書 その2(関係権利者用)

協定路線の整備に関する協定書

大崎市古川地域道路整備基本計画に基づき施行する道路拡幅改良事業のために必要な土地について、大崎市長(以下「甲」という。)と、土地所有者 _____(以下「乙」という。)は、大崎市古川地域区画道路網整備要綱第9条に基づき、区画道路 _____線の用地の確保、工作物の撤去及び整備等に関し、次のとおり協定する。

(協定対象の土地及び工作物)

第1条 この協定の対象となる土地(以下「協定用地」という。)及びこの協定の対象となる工作物等(以下「協定工作物等」という。)は、別紙記載のとおりとする。

(工作物の撤去)

第2条 乙は、協定工作物等を _____年 _____月末までに自己の責任において撤去するものとする。

(土地の所有権移転等)

第3条 乙は、協定用地を寄附しようとする場合は、必要な書類を大崎市に提出するものとする。

(助成金等の交付)

第4条 甲は、前条に規定する書類が提出され、かつ、協定工作物等が撤去されていることを確認した場合は、速やかに乙に助成金等を交付するものとする。

2 交付する助成金等は、下記のとおりとする。

土地提供に係わる助成金等	金	円
工作物等の移転のための助成金	金	円
合 計	金	円

(後退用地の管理)

第5条 乙は、甲が協定用地の整備を実施するまでの間、当該用地が適正に利用されるよう管理するものとする。

(協定路線の整備)

第6条 甲は、第3条の規定に基づく書類の提出があった後、整備計画を作成し協定路線の整備を実施するものとする。

(印紙の負担)

第7条 この協定締結に要す印紙については、甲が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

なお、乙はこの協定の写しを別紙記載の関係権利者に配布するものとする。

年 月 日

甲 住 所 大崎市古川七日町1番1号

氏 名 大崎市長

乙 住 所

氏 名

別紙

協定用地

対 象 用 地	面 積	摘 要
大崎市 の一部	 m ²	

協定工作物等

工作物等の種類	構 造
(例) ブロック塀	H=1.2m, L=13.5m
(例) 植木	H=0.5m, 6本

関係権利者

氏 名	住 所

様式第6号(第10条関係)

工 作 物 等 撤 去 完 了 届

工作物等の撤去が完了したので、大崎市古川地域区画道路網整備要綱第10条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

確 認 済	
年	月 日

記

物件の表示

所 在 地

年 月 日

協定対象者

住 所

氏名又は名称

大崎市長 様

管 理 協 定 書

大崎市長(以下「甲」という。)と、土地所有者_____ (以下「乙」という。)
は、大崎市古川地域区画道路網整備要綱第14条に基づき、フットパス及び私道(以下「フ
ットパス等」という。)の管理に関し、次のとおり協定する。

(協定対象の土地)

第1条 この協定の対象となる土地(以下「協定用地」という。)は、別紙記載のとおりと
する。

(大崎市の管理)

第2条 協定用地の管理は甲が行うものとする。

2 フットパス等の舗装の全面打換え、側溝の全線の入替え等は、甲が行うものとする。

(土地所有者の管理)

第3条 フットパス等の側溝の蓋のかけ替え等の簡易な維持管理は、乙が行うものとする。

2 車止め等の管理は、乙が行うものとする。

(通行形態の変更)

第4条 管理協定を締結している当該フットパス等が一般の車両が自由に通行できる状態
になった場合は、この管理協定は解除し、維持管理全般について甲が行うこととする。

(その他)

第5条 この協定に疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定め
るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所 大崎市古川七日町1番1号
氏 名 大崎市長

乙 住 所
氏 名

別紙

協 定 用 地	面積(m ²)	摘 要
大崎市		
大崎市		
大崎市		
大崎市		
大崎市		
大崎市		
大崎市		
大崎市		
大崎市		